

## 令和6年田村市教育委員会第11回定例会議事録

- 1 日 時 令和6年11月19日(火) 午後2時30分
- 2 場 所 田村市役所 4階 第1委員会室
- 3 出席委員 教育長 飯村 新市  
教育長職務代理者 根内 喜代重  
委員 柳沼 かおり  
委員 佐藤 由香理
- 4 欠席委員 委員 渡辺 隆治
- 5 出席職員 教育部長 橋本 弘明  
教育総務課長 三浦 幹  
学校教育課長 小松 信哉  
生涯学習課長 菅野 勝栄  
船引公民館長兼文化センター館長 松崎 博志  
教育アドバイザー 箭内 良一  
教育総務課長補佐兼教育総務係長 助川 勇造  
教育総務課教育施設係長 大山 茂男  
学校教育課管理主事兼課長補佐兼指導管理係長 佐久間 誠  
学校教育課教育振興係長 紺野 健太郎  
生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長 遠藤 和夫  
生涯学習課生涯学習係長 本田 啓介  
船引公民館副館長 松崎 久幸  
(書記) 教育総務課 主査 坪井 真里子
- 6 案件  
報告第8号 田村市指定文化財(天然記念物)の現状変更等終了報告について  
報告第9号 田村市指定文化財(有形文化財)の指定に係る答申について  
議案第50号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について  
議案第51号 田村市公民館の組織再編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について  
議案第52号 田村市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について  
議案第53号 令和6年度田村市一般会計補正予算第5号(教育に関する事務にかかる部分)について  
議案第54号 田村市指定文化財(史跡)の指定について

## 7 審議経過

【午後2時28分 開会】

◇教育長 ただいまから、令和6年田村市教育委員会第11回定例会を開会いたします。  
さっそくではありますが、会期及び議事日程は本日の1日間とし、別紙日程によって進めたい  
と思いますが、ご異議ございませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって会期及び議事日程は、本日の1日間とし、別紙日  
程によって進めることに決定いたします。次に、会議録署名委員の指名を行います。今回の委  
員会は、「根内喜代重委員」と「佐藤由香理委員」をお願いいたします。書記は、教育総務課  
坪井主査を指名します。

次に、前回開催の令和6年第10回定例会会議録の朗読をお願いします。

◇書記 [令和6年第10回定例会議事録朗読]

◇教育長 ただいま朗読の会議録について、承認することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、令和6年第10回定例会会議録は、承認するこ  
とに決定いたします。

◇教育長 日程第3、議案上程に移ります。さっそく議案審議に入ります。

◎報告第8号 田村市指定文化財(天然記念物)の現状変更等終了報告について

◇教育長 報告第8号 田村市指定文化財(天然記念物)の現状変更等終了報告について、説明  
を求めます。

◇教育部長 (報告第8号について議案書朗読)

◇生涯学習課長 (報告第8号について、説明)

◇教育長 ただいまの説明について、質問・意見をお願いします。

◇教育長 作業内容は枝伐採ということでしたが、前後の写真を見ると大きな変化は見られま  
せんが、どのような作業だったのでしょうか。

◇生涯学習課長 切りすぎてしまうと枝の成長に影響が出てしまうため、専門家の意見を聴き  
ながら作業をしており、実際には50センチメートル程切っております。これを定期的に繰り  
返すことになります。

◇柳沼委員 枝の伐採は何年周期で行うものなのでしょうか。

◇生涯学習課長 前回の伐採は昨年実施しておりますので、毎年必要となっております。

◇教育長 その他、ご質問、ご意見ございませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、他にご意見がないようですので、報告第8号 田村市指定文化財(天然記  
念物)の現状変更等終了報告について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、報告第8号 田村市指定文化財(天然記念物)  
の現状変更等終了報告については、原案のとおり承認いたします。

◎報告第9号 田村市指定文化財(有形文化財)の答申について

◇教育長 報告第9号 田村市指定文化財(有形文化財)の答申について、説明を求めます。

- ◇**教育部長** (報告第9号について議案書朗読)
- ◇**生涯学習課長** (報告第9号について、説明)
- ◇**教育長** ただいまの説明について、質問・意見ををお願いします。
- ◇**根内委員** 審議結果では、文化財資料として経過年数が若いということがありました。目安として何年経過していると文化財資料としての価値が認められるのでしょうか。
- ◇**生涯学習課長** 概ね100年と言われていています。郷倉自体が県内に15か所で、指定を受けているのは東北で宮城県に1か所あるだけとなっています。こちらは非常に特別な造りとなっております。石森恩賜郷倉については、一部修繕されており、当時の状況から変わってしまっているということと、経過年数が若いということがありました。
- ◇**佐藤委員** 所有者全員から承諾を得ることが困難であった。というのはどのような理由だったのですか。
- ◇**生涯学習課長** 所有者が石森地区全体であるため、「地区住民全員から承諾を得ることが必要である。」という意見をいただいております。地区の一部の住民からの申請でもあったため、「全員から承諾を得ることが可能なのか。」また、相続の問題もあり、「解決するためには時間も必要なのではないか。」というご意見がありました。
- ◇**教育長** その他、ご質問、ご意見ございませんか。
- ◇**委員** (なし)
- ◇**教育長** それでは、他にご意見がないようですので、報告第9号 田村市指定文化財(有形文化財)の答申について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- ◇**委員** (異議なし)
- ◇**教育長** ご異議ないものと認めます。よって、報告第9号 田村市指定文化財(有形文化財)の答申については、原案のとおり承認いたします。

◎議案第50号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について

◎議案第51号 田村市公民館の組織再編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について

◎議案第52号 田村市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について

- ◇**教育長** 議案第50号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第51号 田村市公民館の組織再編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について、議案第52号 田村市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令についての三つの議案は、関連した提案でありますので一括して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

◇**委員** (異議なし)

◇**教育長** それでは、三つの議案の説明を求めます。

◇**教育部長** (議案第50号・51号・52号について議案書朗読)

◇**生涯学習課長** (議案第50号・51号・52号について説明)

◇**教育長** ただいまの説明について質問・意見ををお願いします。

◇**教育長** 中央公民館化するという趣旨はお分かりいただけたでしょうか。

◇**根内委員** 業務見直しの方針にある、「公民館事業等の強化及び活性化につなげる。」ということで、このように進めていただけたらありがたいなと思います。大事なことは掲げた方針につなげるために実効ある取り組みが本当にできるかということだと思います。そういう意味で

いくつか質問をさせていただきます。

一つは、概要にもあるように、中央公民館と地域公民館という役割でやっていくのですが、中央公民館には事業係と施設管理係があって、地域公民館には事業係のみとなります。予算関係についても中央公民館に位置付けるとしていますので、基本的には地域公民館の施設管理関係も全て中央公民館の施設管理係で担当していくのだらうと思いましたが。地域公民館には事業係があって簡易な維持管理を担当していくこととなります。見直し方針の趣旨からすれば、地域公民館事業係の事務分掌にある(1)地域公民館所管の施設の維持管理及び利用に関する事。というのはむしろ中央公民館に位置付けるべきではないでしょうか。予算も全て中央公民館にあるし、地域公民館を簡素化するという方針であるにもかかわらず、地域公民館の事務分掌が多岐にわたるのはどうしてなのかなと思いました。

二つ目は、見直し方針の「行政局、公民館と図書館分館を一体的に運用し、効率化を図る。」といったときに、組織図を見てみると、図書館は生涯学習課管轄となっています。ここが一体化となると、図書館分館はどういう位置付けになるのかなと思いました。基本的には図書館が分館も管理しながら運営していくのか、あるいは中央公民館から地域館として運営していくのか、このあたりの位置付けが分からない点です。イメージ図の基本的な考え方(素案)の中の(4)として「再編にあたり、当面は職員数を現状維持」とありますが、これは地域公民館でのことなのかどの部署の職員数を示しているのかわかりません。これが地域公民館のことであるなら、明記しておくべきではないでしょうか。また、「当面」と表記した意図はどんなことであつたのでしょうか。いろいろと詮索されてしまいますので、もし意図があつたのなら、説明をお願いします。

◇生涯学習課長 まず、一つ目の事務分掌の件です。中央公民館については、資料にある事務分掌の内容が一部省略されておりますが、ここには地域公民館の役割と同じ内容が記載されております。地域公民館の事務分掌が多岐にわたる点としては、説明で申し上げたとおり、地域館では簡易な事務をやる想定でありますが、各種事業を実施する際に、中央公民館と地域公民館の館長や職員のやり取り、協力があつて事業を実施していくということが必ず生じてきます。ということから、全く関わりがないということではないので、地域公民館の事務分掌ということで明記しております。

二つ目の図書館分館につきましては、今回の見直しによって位置付けが変わるものではありません。本館は船引町にある図書館になり、そこから週に2回、各分館に職員が出向いて業務にあたっていくところと、通常の出書貸出等の業務については、引き続き地域公民館の担当に担っていただくことを想定しています。これも含めて、一体的な運用ということで、行政局内に図書館分館がある地区については、行政局内において図書館分館と公民館機能を一体的に、行政局にも関わっていただきながら運営していくこととしております。想定としては、行政局長に地域公民館長を担っていただこうと考えております。この一体的運用の先頭に立っていただいて、局長にマネジメントしていただくイメージであります。

三つ目の「当面は職員数を現状維持する。」という職員の配置については、今ある生涯学習課と中央公民館の職員の合計数は変えないという内容となります。現状、各公民館では正職員1名、会計年度任用職員1名、館長が兼務で1名の計3名体制で運営していますが、見直し案では、会計年度任用職員1名、行政局長が地域公民館長を兼務で1名の配置を想定しています。合計の人数は変えないということで運営していく予定です。中央公民館に職員が集約され

て地域の担当として業務を執り行うようなイメージとなっています。

◇根内委員 ありがとうございます。職員数については、全体数は変わらない中で中央公民館に集約されるということになる。現在の公民館は館長が兼務となっていますので、実質2名体制であって、そこからさらに1名を集約するとなると、次年度から地域公民館では1名体制となりますね。それを考えたときに、地域公民館の事務分掌にある業務内容と同じ内容が、中央公民館にも同じようにあるとの説明でしたが、私は同じにするのではなく、中央公民館でやることと地域公民館で行う簡易な事務の内容をきちんと明記するべきではないかと思います。同じようなことを両方に書いてあるということは、「連携して」とか「協力して」とは言いますが、仕事をしていく中では規則に基づいてやっていくとなると、実際にはなかなか難しいと思います。見直しの方針に基づいて、そこを整理していくことが大事なかなと思います。

図書館については、現行と大きくは変わらないということで、図書館を中心に分館も実施していくというのであれば、言葉の解釈の違いもあるかもしれませんが、見直し方針の「行政局、公民館と図書館分館を一体的に運用する」というのは誤解を生む可能性もあると思います。今の説明を聞くと、きちんと市の図書館を元に分館がまさに一体的にやっていくものであって、そこに行政局や公民館が分館を応援していくような体制の方が合っているのかなと感じました。

◇教育長 ただ、事務分掌に関しては双方に書いておいた方が良い場合があると考えます。完全に地域公民館だけに限定してしまうと、それ以外はやらなくていいとなってしまいます。中央公民館にいる職員も地域公民館にいる職員も市の職員です。地域公民館ごとに業務の重さにも違いがありますので、規則上で明確化するべきなのか悩んだところではありますが、書いておけば、中央公民館と地域公民館とでどう割り振るかは話し合えばいいことなのではないかと思います。

◇根内委員 それも分かりますが、ここに書かれている文言そのものが、具体的なことが書いてあるわけではないと思います。(1) から (10) まですべて同じようにあるということですが、それは如何なものかなと思います。予算関係もすべて中央公民館にあって、基本的には中央公民館でやりながら、簡易なことは地域公民館でやるということですよ。

◇教育長 事務分掌としては書いておいて、できる範囲で執り行うということでよいのではないのでしょうか。中央公民館化するというのそういうことであると解釈しています。今までと同じようにすべてやるのであれば中央公民館化する必要はなくて、やれる範囲で地域公民館がやって、中央公民館で補っていく体制づくりをしていく。これができるというのが中央公民館化の良さでもあると思っています。

◇根内委員 例えば、見直し案にある体制として、「地域館は原則、施設貸出し（簡易な維持管理等）、書類等の受付、一部の団体事務などが中心」とありますので、この文言を上手く使って、規則として整理できないでしょうか。

◇教育長 規則ですので、この改正案の形が良いのではないかと思います。

◇生涯学習課長 一点補足させていただきます。見直しにあたって現在各公民館長に集まっていたいて、今行っている業務を地域公民館で行うべきなのか、中央公民館で行うべきなのか精査したところです。その中で、結果的には、中央公民館が中心となりますので、ベースは中央公民館で事業を行います。地域公民館というのは、窓口的な業務を担いつつ、地域全体、業務全体を分かっている行政局長が館長を兼務し、中央公民館につなぐ役割をしていくという

考え方で役職を充てさせていただきたいと思っております。各種事業については、中央公民館と地域公民館のすみ分けをした業務マニュアルを作成しますので、活用しながら業務を進めてまいりたいと思っております。

◇**教育長** 条例は条例として整理した上で、詳細の事務分担については担当者間でしっかり決めていくということになると思っております。

◇**根内委員** 市民や各種団体への周知や説明については、地域公民館に任せるということではなく、生涯学習課と共に進めていくことになると思っておりますが、各公民館の業務内容をよく確認したうえですみ分けをしっかりとっておいた方がいいと思っております。口頭で言ったことはだんだんと分からなくなってしまうものですので、明文化しておかないといけないと思っております。大変な中で見直しした内容が、公民館事業の強化と活性化につながるという想いは同じですので、そこに向けて実効あるものにしていくためにもお願いしたいと思っております。

◇**教育長** 地域に行つて説明した際に、地域公民館が行うのか中央公民館が行うのか、あるいは一体的に行うのかを具体的な事業を通して説明した方が地域の方の理解は深まるのかなと感じました。全体的な話をしながらも地域によっては具体的な話をして、業務分担を明文化していく方法もあると思っております。

◇**根内委員** 各地域の文化や歴史がありますのでできることは継続していただきたいと思っております。

◇**船引公民館長** 公民館事業は地域によって特色がありますので、これを一緒に実施することには無理がある場合がございます。逆に統一してやっていくことが相応しい事業もあると思われるので、今まさに精査しているところです。条例に関しては業務が分かりやすくなるように記載しますが、細部に関しては細かくすり合わせを行つてまいります。その上で地域の皆様に説明をしたいと考えております。

◇**佐藤委員** 船引町内の美山地区公民館や瀬川地区公民館などの位置付けはどのようになりますか。また、地区公民館には図書館機能はあるのでしょうか。二つ目です。「文化センターに副館長を置くことができる。」としていますが、人員を増やすということでしょうか。三つ目です。公民館使用申請書の様式中「使用者区分」の項目が男女別で「児童・生徒・学生青年・婦人・一般・老人」となっています。どうしてここまで細かい区分が必要なのでしょう。よく使わせていただいておりますが、どのように区分して記載するか迷っています。性別に関してもこの先必要としない時代になってきているので、ここも含めて見直しいただければと思います。

◇**船引公民館長** 一つ目の地区公民館については、現在は船引公民館傘下の組織になっていて図書館機能はありません。ただ、スペースがある地区公民館では寄贈された図書を置いているところもあります。改正後のイメージとしては、中央公民館、地域公民館、地区公民館といった位置付けとなります。出張所長が併任で館長となっています。

二つ目の文化センター副館長については、以前は副館長が在職していた時期もありましたが、現在はおりません。船引公民館長が文化センター館長を併任し、公民館職員が文化センター業務を執り行っています。今後、中央公民館体制になっていくのと同時に、文化センター業務も多くありますので、係員と館長の間に入っていただく役職として副館長を置くことを考えました。ただ、人員数は変わりませんので、副館長も併任となります。

三つ目の申請書の使用者区分については、統計調査があり、その中で男女別の報告が求めら

れています。ただ、区分に関しては、昔のまま変更しておりません。今、総務課でも全体的な様式の統一について見直しを予定しておりますので、検討していきたいと思います。

◇教育長 館長業務が多岐にわたりますので、併任辞令にはなりますが文化センター業務をある程度選任で担っていただくような体制にしたいと考えております。

◇教育長 その他、ご質問、ご意見ございませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第50号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第51号 田村市公民館の組織再編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について、議案第52号 田村市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号、議案第51号、議案第52号については、原案のとおり決定いたします。

#### ◎議案第53号 令和6年度田村市一般会計補正予算第5号(教育に関する事務にかかる部分)について

◇教育長 議案第53号 令和6年度田村市一般会計補正予算第5号(教育に関する事務にかかる部分)について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第53号について議案書朗読)

◇教育総務課長・生涯学習課長 (議案第53号について歳入にかかる説明)

◇教育長 ただいまの歳入の説明について、質問・ご意見をお願いします。

◇教育長 歳入の諸収入で文化センター自主文化事業入場料が増額補正となった要因は何ですか。

◇船引公民館長 当初予算時の見込みを、座席数の8割程度で計上しておりますが、実際には8割以上の集客があったことによる増額となります。

◇3課長 (議案第53号について歳出にかかる説明)

◇教育長 ただいまの歳出の説明について、質問・ご意見をお願いします。

◇教育長 事務局費奨学資金費において奨学資金給与型がなかったのは、条件設定が厳しいからなのでしょうか。

◇教育総務課長 給与型の条件として、「非課税世帯であること」という条件があります。見直しの検討も必要かと考えています。

◇教育長 学校管理費において冬季の凍結防止に係る修繕費の増額補正ですが、凍結による破裂などが想定されているようなところは対策をとっていますが、それ以外のところで修繕が必要となります。

◇学校教育課管理主事 学校での冬季の対応として、水道の凍結対策として少し水を流しておくなどの対応をしていました。

◇根内委員 凍結防止用の電熱線も相当の電気料金がかかりますね。

◇教育長 学校給食センター運営費の減額補正は、どのような内容ですか。

◇学校教育課長 委託料と工事請負費の減額となります。

◇根内委員 学校給食センターの調理配送業務委託料も物価高の影響はありますか。

◇教育長 人件費が上がっています。

◇教育長 このほか、全体を通してご質問はございませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、ほかにご意見がないようですので、議案第53号 令和6年度田村市一般会計補正予算第5号(教育に関する事務にかかる部分)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第53号 令和6年度田村市一般会計補正予算第5号(教育に関する事務にかかる部分)については、原案のとおり決定いたします。

#### ◎議案第54号 田村市指定文化財(史跡)の指定について

◇教育長 議案第54号 田村市指定文化財(史跡)の指定について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第54号について議案書朗読)

◇生涯学習課長 (議案第54号について説明)

◇教育長 ただいまの説明について、質問・意見をお願いします。

◇教育長 あと何年くらい現存しそうなものでしょうか。

◇生涯学習課長 昨年からずっと審議が続いておりまして、廃仏毀釈の影響で首がなくなっていたり、割れてしまったりしているものが多く、審議会でも「この状態で指定するのは難しい。」との意見があったため、修復をしました。もう一点課題となっていた共有地については、全員から承諾を得られたため指定に至りました。ただ、何年現存するかについては、見通しが立っておりません。廃仏毀釈の経過を経て残っているというところでの価値で判断することになると思います。

◇教育長 このほか、ご質問はありますか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第54号 田村市指定文化財(史跡)の指定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第54号 田村市指定文化財(史跡)の指定については、原案のとおり決定いたします。

#### 8 その他

◇教育長 次に、日程第4 その他の案件について、はじめに、委員の皆様からございましたらお願いします。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、事務局からお願いします。

◇事務局

1 各事業の報告について(教育部長)

・令和6年田村市議会12月定例会日程

会期 令和6年12月3日(火)～13日(金)11日間

2 各事業の報告について(教育総務課長)

- 3 令和6年11月・12月の行事予定について（教育総務課長）
- 4 事業実施状況及び予定について（学校教育課長、生涯学習課長）

【学校教育課】

- ・たむらチャレンジ塾
- ・フィリピンセブ島語学研修
- ・令和6年度ビブリオバトル
- ・令和6年度「東大で学ぼう～東大見学・体験学習～」
- ・令和6年度田村市こども議会
- ・ウィンターチャレンジキャンプ

【生涯学習課】

- ・田村市ビートル駅伝大会
- ・ふくしま駅伝
- ・福島ファイヤーボンズ公式戦

5 その他

◇教育長 全体を通して、ご質問ありませんか。

◇佐藤委員 こども議会での全員協議会の議題はどのように決めたのですか。

◇学校教育課長 子ども達全員で協議したいことはないか聞いてみましたがなかなか出てこなかったなので、こちらから提案しました。

◇根内委員 ビートル駅伝大会には市役所からも参加されたと聞きました。

◇生涯学習課長 3チームの参加がありましたが、みなさん、一生懸命走っていただきました。

◇教育長 このほか、質問はありませんか。

◇委員 （なし）

◇教育長 以上をもちまして、令和6年田村市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。

【午後4時19分 閉会】

前記、会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月19日

教育長

委員

委員